



国立公園知床半島

ウトロ口附近の景観

秘境として近年観光客の脚光を浴びている知床半島は、本道の東北端に突き出た幅二五キロ、長さ六五キロの半島で、西側はオホーツクの荒海に面し東側は根室海峡をへだてて南千島クナシリ島と相對している。半島の中央部は知床岳、羅臼岳などの火山が連続し、火山群のふもとは一気に海におちて三〇乃至二〇〇メートルの断がいをつくり、荒波に浸食されて豪壯な景観を呈している。

上の写真は半島の西側、斜里町ウトロ附近の絶景である。



北海道行政書士会報

発行所
札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
TEL④3881
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
電話④7151〜3番

〃 27 高橋四一氏(十勝)入会
〃 労政事務代行協会の書士法違反被疑者の調査結果について小樽警察署長宛照会
〃 28 藤山副会長大阪に於ける連合会臨時総会出席

〇以上の次第で前号に五百円カンパについての文書を添付してお願い致した次第、会員各位のご協力を待望している(既にご協力の方はこの項は参考とせられたい)

第十六号 もくじ

行政書士法の一部改正成る	2
改正法の公布	
改正法の解説	
改正運動について	
臨行調査申に対する抗議	3
反対意見書	
意見書進達	
宣言と決議文	
第七回常任理事会	4
議 事	
署長回答書	
支部だより	5
根室支部定時総会	
空知支部講習会	
会員の異動	6
入退会者	
事務所移転	
会員移動状況	
事務局	7
日誌・紹介	
後記	

行政書士法の一部改正成る

実施は本年十月頃か

吾々待望の「行政書士法の一部を改正する法律」は六月二日法律第九三号をもって公布された。永年の運動努力の成果がここにのみのご同慶に堪えない。

(官報抜粋)

行政書士法の一部を改正する法律をここに公布する。

(昭和三十九年六月二日)
(法律第九三号)

行政書士法の一部を改正する法律

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「関する書類」の下に「(実地調査に基づく図面類を含む)」を加える。

第二条第二項第五号中「八年」を「十二年」に、「五年」を「九年」に改める。
第十九条第一項ただし書中「及び正当の業務に附随して行なう場合」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(従前の行政書士に関する経過規定)

2 この法律の施行の際現に行政書士で

五月二十七日 参議院本会議に於て改正法案を可決し同法律の公布を奏上された。

六月二日 法律第九三号「行政書士法の一部を改正する法律」が公布された。

〔参照〕

永田先生が衆院委員会で行なつた改正法案提案理由の説明

ただいま議題となりました行政書士法の一部を改正する法律案につきまして私は自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表してその提案理由並に内容の概要をご説明申し上げます。

まずこの法律案提案の理由は最近行政事務がますます複雑化する傾向にあることに伴い、行政書士の資質の向上と業務の適正な執行を確保することによりそれを利用する国民の便益に資することを目的とするものであります。

次にその内容は第一に行政書士の業務の範囲を明確にするため行政書士が作成する書類の中に実地調査にもとづく図面類を含むものとするものであります。第二に行政書士の資質の向上をはかるため国又は地方公共団体の行政事務を担当する公務員として在職したことにより行政書士となることのできる者の資格を取得する期間を現行八年から十二年に、高校卒業業者等にあつては現行五年から九年にそれぞれ引き上げようとするものであります。

第三に行政書士業務の安定とその適正な執行を確保するため非行政書士等の取締りに関する規定につき所要の整理を行なうとするものであります。

以上が行政書士法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重に審議の上すみやかにご可決あらんことをお願い申し上げます。

五号の改正規定にかかわらず、この法律による改正後の行政書士法の規定による行政書士とみなす。

〔参照〕 (改正前の行政書士法)

第一条第一項 行政書士は、他人の依頼を受けて報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする。

第二条第二項 左の各号の一に該当する者は、いずれの都道府県においても、行政書士となる資格を有する。
五 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して八年以上(次条第一号に該当する者にあつては五年以上)になる者でない者は、業として第一条に規定する業務を行なうことができない。但し、他の法律に別段の定めがある場合及び正当の業務に附随して行なう場合は、この限りでない。

(参考)

改正法の解説(6・24官報資料版より)

行政書士法の一部を改正する法律

(六・二 昭39法第九三号)

行政書士の作成する書類に実地調査に基づく図面類を含むものとし、公務員として在職したことにより行政書士となり得る者の資格取得期間を引き上げ、あわせて非行政書士などの取り締まりに関する規定を整備したものである。

法改正運動について

行政書士法は昭和二十六年法律第四号をもって公布せられ、行政書士の品位を保持しその業務の改善進歩を期すものとして、同法第三十條に於て、同法第六号及び

臨時行政調査会に対する抗議

臨時行政調査会が客年発表された行政書士の登録廃止案には去る一月六日及び同月二十八日の両度に亘り強硬な反対意見書を送つて本部の善処を要望したが、今般本部の要請により四月二十日更に反対理由を敷衍した意見書を提出した。

(総第二五号 昭和三九・四・二〇)
北海道行政書士会会長 渡辺慶吉

臨時行政調査会答申に対する

反対意見書

臨時行政調査会がさきに発表された行政書士法を將來廃止することを前提とし現行法による行政書士登録を廃止する案には強く反対の意志を表明する。

理由

一、行政書士は社会大衆と諸官庁の間のかけ橋的存在として依頼者の権利保護の奉仕者であり、また諸官庁の書類作成の協力者である。

二、戦前は代書人取締規則に基き主として所轄警察署の権限に属する業務であつたが、戦後行政機構の拡充により即ち従来の業務の内衛生関係は保健所、保安関係は労働基準監督署、交通関係は陸運局等々それぞれ分掌事務移管に伴い業務分野が拡大し高度化し行政書士の必要性は益々高まりつつある現状である。

三、諸官庁が書式の簡素化を図り窓口において簡易書類の指導をされていることは社会大衆のため誠に結構なことであるが、これに対して反対するものではないが、これについても自づと限度がありサービスの向上並に書式の簡素化によつて行政書士の業務がなくなるものでもなく特にサービスも度を越すと汚職につながる危険がある。

四、極めて簡易な書式でも多数の依頼者がある現在法

第一二三号により一部が改正された。

爾來吾々行政書士は法の趣旨を体し会の組織運営の強化、社会秩序の維持に努め今日に至つた。然るに法の首点をつく他の類似業者各種団体等より業務の侵害を受け益々業務が衰微しつつあるに当り書士業務の万全を期するには法の改正以外に途なく、よつて全国七千の会員挙つて法改正運動を起して各関係機関や両院議員等に運動促進の結果今回の第四十六回国会に提案される運びとなつた。

四月二十二日改正法案が自民、社会、民主三党の共同提案で衆院に提出されて五月七日無事通過し、五月二十七日参院で可決されて六月二日法律第九三号「行政書士法の一部を改正する法律」の公布を見るに至つたのである。誠に同慶に堪えない次第である。

次に国会審議の経過を官報其の他本部の通報等より拾録して参考に供する。

四月二日 改正案が三党(自、社、民)共同で衆院に提案されて委員会附託となつた。提案者は次の十名である。

渡海元三郎、森田重次郎、田川誠一、中島茂吉、永田亮一、藤田義光、川村維義、佐野憲治、安井吉典(北海道)、門田 亮

四月二十七日 衆院地方行政委員会に於て永田亮一先生が提案理由の説明を行ない秋山徳雄、安井吉典両先生から質問、自治省行政局長から答弁があつた。

五月七日 衆院地方行政委員会に於て改正法案を審議可決、同法案は田中副議長より衆院本会議に緊急上程されて可決し参議院へ送付された。

五月七日 参議院は衆議院提案の改正法案を地方行政委員会へ附託。

五月二十六日 改正法案は参議院地方行政委員会を審議

規的にもまた書類に添付する図面等整理にして専門的知識を要するものも多く、例えば陸運局関係の自動車、バス路線、貨物旅客等の運輸業の許可申請、通産局関係の礦区設定、定置漁業許可申請、河川堤防使用申請、農地法による転用許可申請、工場或は汽罐設置許可申請等々専門化された諸願手續等はこれが処理能力を有する行政書士の措置に俟たなければならぬものが多い。

かかる現状から見ても政府は行政書士の業務内容を充分認識して、これが資質向上のため指導を強化し行政事務のよき協力者としてこれを育成することこそ時宜に適切な方策ではあるまいか。

五、登録制度を廃止しひいて法の廃止となつた場合次のような弊害が必然的に予想される。

- 1 窓口の過剰サービスに起因する汚職遺職(現に検挙送検されている事例に徴しても明らかである)。
- 2 不正不備の書類の取扱によつて窓口事務の複雑化、これに伴う行政事務の能率の低下。
- 3 窓口事務担当者の増加を余儀なくされ国費のむだをまねく。
- 4 暴力示談屋等のばつこ、物知り顔の悪徳者の横行等により不当料金の請求や暴行等が行なわれ社会不安が増大するおそれがある。

六、昭和三十五年行政書士法の改正により都道府県毎に単一会が強制設立せられ爾來知事の認可を得た会則報酬額を遡して日夜業務の研修に努めつつ社会大衆の用役に諸官庁への協力を活躍している行政書士の現実をどうして見逃すことが出来ようか。

今回の臨時行政調査会の答申案はかかる現実を無視し徒に官公庁の面にのみこだわり国民大衆に背を向けた軽率危険な机上プランと申す外はない。

七、要路の大官が人造りや社会の清浄化を唱え平和に

して明朗な国造りに国民の協力を要請しているとき
或は官吏の汚職を誘発するが如き或は国費の
むだを招くが如き、または社会不安を益々増大せ
しめるが如き今回の臨時行政調査会の答申案には、
全国七千余の会員とともに吾が北海道行政書士会会
員五百名の意志を代表して茲に絶対反対の意志を表
明するものである。

日行連発第五八五号

昭和三九・四・二五 日行連会長

臨時行政調査会会長佐藤喜一郎殿

意見書 推達

首題のごとく今般北海道行政書士会より臨時行政調査



会の答申により行政書士登録及び試験等廃止に關し同
会会員の意見を取りまとめた反対意見書が本部宛送付
されたから何卒特別の御座談をもつて御審議相煩した
く意見書を添えて進達いたします。

宣 言

日本行政書士会連合会所属全国四十六都道府県行政
書士会会員七千余名は本日茲に行政書士法一部改正実
践促進のため全総力を挙げて結果した。

然して日本国憲法により現下開会中の第四十六通常
国会には万難を排し是非とも所期の目的の完遂のため断
乎邁進するの決意を新たにす。

幸いなるかな本席のよき日に吾々が生命力のすべ
てをかけた運動に正面の絶大なご支援を賜わる多数関
係代議士並に関係当局担当官のご臨席を得て吾々も亦
満腔の情熱と決意を披瀝するとともに何卒御高覧重ね
てご支援賜わらんことを祈念致し、本日参会者全員榮
光ある名のもとで行政書士法一部改正運動の完遂を決
議す。

右宣言す

昭和三十九年三月二十九日
日本行政書士会連合会臨時(決起大会)総会
日本行政書士会連合会法改正促進会議
行政書士の登録廃止に關する

反対決議文

先に池田政府機関の一翼たる臨時行政調査会第三専
門部会第一分科会の答申による許認可事務調整報告に
よれば「行政書士の登録を廃止し将来行政書士法を廃
止する方向に進むべきである」と述べておる。

この要旨に対し吾々は日本行政書士会連合会臨時
(決起大会)総会において真向から反対を決議し、以
て池田政府機関の答申を駁撃し行政書士の登録を維持す

〔参照〕2 (新聞報道)

農地許可書類作つた

司法書士補助員逮捕

〔余市〕余市署は八日余市郡余市町司法書士補助員K
を行政書士法違反の疑いで検挙した。Kは同町某司

〔参照〕1 (余市署長より)

行政書士法違反反被疑事件

捜査結果について(回答)

(39年5月11日余市署署長)

みだしのことについて昭和38年11月19日付38総第81
号北海道行政書士会会長よりの通報に基づき当署にお
いて

余市郡余市町入舟町82〇〇〇外一名について捜査
した結果は左記の通り処置したので連絡します。

記

1、捜査結果

(1) 余市郡余市町入舟町82〇〇〇については昭和38
年より本年2月までの間、余市郡余市町栄町、農
業越智又一外17名より依頼を受け報酬を得て農地
法関係書類等の作成をし行政書士としての業務を
行なったものである事が判明したので本年5月15
日送致見込である。

(2) 余市郡余市町入舟町83〇〇〇〇〇については証拠
不十分につき立件しない。



北海道行政書士会十勝支部總會兼講習会記念

支部だより

根室支部

定時総会

法書士事務所勤務、無資格でありながら昨年四月
からことし二月までの間に、同町栄町一五八七農業
越智又一ほか十七人から依頼された農地の許可書類
を作成約七万円の報酬を受取つていたもの。
(39年5月8日の毎日夕刊所載)

三十九年三月十日午前十時より支部会
議室に於いて開催した。全員出席

議事

- 1、予算決算 満場一致承認
- 2、役員改選 全員留任決定

- 支部長 坂本 福治
- 副支部長 鈴木 清
- 野崎 耕平
- 皆川 武雄
- 上野 充
- 網紀委員 鈴木 清

空知支部

講習会

かねての計画どおり(本部とも打合わ
せ済み)支部講習会を左記要領で開催す
ることに決定。



次第である。

右決議す

昭和三十九年三月二十九日

日本行政書士会連合会

臨時(決起大会)総会

第七回常任理事会

日時 三十九年六月十日午後六時三十分
場所 札幌市北二・西三 辰美旅館二階
出席者 渡辺、藤山、佐藤、岸川の正副会長
有馬、関根、成沢、横路の四理事
山本、中井、中野、中村、中野、中野

会員異動

◆入会者

- 1、期日 三十九年七月十一日午前九時より午後三時
- 2、会場 深川市森元町八丁目深川市民公会堂
- 3、課目 (イ) 農地法—午前九時より十一時半

- (ロ) 戸籍法—午後〇時半より二時半
- 4、講師 空知支庁係官、岩見沢市和泉主事
- 5、受講者 三十一名、その他、記念撮影、懇親会

支部	氏名	事務所	登録	会員番号	入会年月日	備考
札幌	宮崎 督夫	札幌市南二条西八丁目一	三九第九号	五四〇	39.4.20	新入
〃	平井 喜一郎	〃 水車町一三丁目	三九第六号	五四六	〃.5.18	〃
室蘭	下国 富士夫	室蘭市米町四	三八第四号	五四一	〃.4.21	〃
〃	津谷 誠治	〃 東町五丁目十番一〇号	三八第二号	五四三	〃.5.12	〃
小樽	松本 重一	小樽市若竹町五四	三九第四号	五四二	〃.4.24	〃
十勝	島崎 邦男	帯広市西四条南一四丁目三	三九第一号	五四四	〃.5.13	〃
〃	斎藤 常司	河東郡音更町字下音更二八	三〇第三号	五四五	〃	〃
日高	市原 勇吉	静内郡静内町字吉野町	三九第二号	五四七	〃.6.1	〃
網走	角田 良一	網走市桂町六六	三九第一号	五四八	〃.6.22	〃

◆退会者

支部	氏名	事務所	登録	会員番号	退会年月日	備考
室蘭	香島 義雄	勇払郡鶴川町字鶴川二四の五	三〇第五号	四三六	39.5.13	死
〃	中野 宇之助	室蘭市知利別町一丁目一〇の七	二六第六号	四二七	39.5.22	休業
函館	亀松 吉美	爾志郡乙部村字元町	三一第四号	二九五	39.6.10	廃業

◇1月～6月 会員移動状況 (+印は入会者数、-印は退会者数)

支部名	年度員数	月別増減数						6月30日現在	支部名	年度員数	月別増減数						6月30日現在
		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5	6	
札幌	106	-1	+2	-1	+1	+2	-4	109	網走	53		+1				-2	55
函館	37				-1		-1	35	室蘭	29	-1		+1		+1	-1	28
小樽	32		+1		+1		+1	34	日高	11						+1	12
空知	63	+1	-1		-1	-1	-6	61	十勝	30	+1	+1			+2		34
旭川	65	+1	+2					68	釧路	11			-1				10
留萌	9							9	根室	5							5
宗谷	6							6	計	457	+2	+7	+1	+3	+5	+2	466

◇事務所移転
尾角 松一
(旧) 深川市字本町九丁目(空知支部)
(新) 札幌市南一条西二丁目(札幌支部)
駒嶺 三郎
(旧) 三笠市多賀町二一
(新) 三笠市幸町一五(空知支部)
39.7.1 移転

日誌

- 4.15 会報十四号の校正を了し次号原稿とともに印刷所へ廻送す。
- 〃.18 山口事務員事務引継ぎが終了したので本日退任本朝石狩支庁に対し豊平行政事務代行社の連反容疑取締りの件につき照会したところ早速善処する旨の回答あり(電話連絡)
- 〃.20 豊平代行社の作田肇氏石狩支庁へ出張後午後本会を訪れ会長と懇談、同氏の行為は行政書士法についての認識に欠けるところあつたためのものであることが分り入会を約して帰られた。
- 〃.22 小樽市の松本重一氏(北海道労政事務代行協会担当)来訪し会長と懇談、同氏は登録が済んだので入会届を細井支部長経由で提出されたことが分つた。
- 〃.22 下国富士夫氏の入会届受理(室蘭)
- 〃.22 近畿支部長大海先生より次の如く受信「法改正提案される 近畿 大海」
- 〃.24 小樽の松本重一氏の入会届受理、昨年来問題になつた北海道労政事務代行協会の法違反容疑事件は小樽警察署防犯係の適切な処置を頂いて無事落着いたので同署長宛札状発送。
- 〃.27 臨時行政調査会答申の行政書士の登録廃止案に対する反対意見書を本部宛発送し善処を要望した。
- 〃.30 会報四月号(第十四号)とともに第四回定時総会議事録並びに法改正運動資金特別拠出金の依頼状を全会員へ発送す。
- 5.1 会員異動通知(入三、退一)

- 〃.7 会費納入について督促並びに予告書(七二通)を発送す(納入期限五月二十日)
- 〃.8 佐野促進会議長、大海近畿支部長の両先生より次の連絡受信。「今日法改正通過した 佐野」
- 〃.8 毎日新聞北海道タイムス両新聞は本夕刊紙上で余市署は余市町司法書士補助員某を行政書士法違反容疑で検挙した旨報道。
- 〃.11 余市警察署長より行政書士法違反被疑事件捜査結果について大要次の如き回答があつた。「北海道行政書士会会長よりの通報に基づき余市町小杉某外一名について捜査の結果下記の通り処置した。小杉某は報酬を得て農地法関係書類等の作成をし業務を行なつた事実が判明したので5月15日送致見込み……」
- 〃.12 空知支部講習会開催について打合せのため渡辺会長外佐藤、藤山両部長(井上部長欠席)は午後二時の予定前に集つたが今村支部長の来札が後れて漸く五時より協議、次の了解成立
1(日)七月十一日十時より十六時(予定)
2(所) 深川市
3(内容) 戸籍法(午前) 農地法(午後)
4(講師) (イ) 空知支庁農地係、旭川法務局の係 地元農業委員会職員
(ロ) 支庁長宛本部より講師派遣方要請すること
5(その他) 経費助成について、申請や諸届用

- 津谷誠治(室蘭支部)入会
- 会報五月号(十五号)が印刷出来たので発送準備にかかる。
- 島崎邦男、斎藤常司の両氏(十勝支部)入会
- 故香島義雄(室蘭支部) 股吊慰金贈呈
- 道選出参議院議員宛法改正案の通過に特段の援助方請願書発送。
- 五月会報(第十五号) 発送。
- 平井喜一郎氏(札幌支部)の入会届、補助者使用届を作田氏がご持参提出され、懸案の豊平行政事務代行社問題は早急に解消した。作田氏の労を感謝した。
- 尾角松一氏は先月深川市より札幌へ事務所を移転された旨同氏令嬢口頭届出。
- 空知支部講習会講師(農地係)の派遣方について空知支庁長宛へ願ひする。同時にその書状写しを空知支部長へ発送した。
- 大阪府会会報(五号)ご寄贈あり。
- 特別拠出金の催促を連合会より。
- 法改正運動その他各種情報を提供いただいた大海大阪、佐野愛知、清丸東京、種本兵庫等の諸先生宛謝状を送る。
- 小樽署防犯係より電話で小樽市の左記三名について入会の有無の照会あり。
境一雄、小山田良一、高橋正典
右の三名について後志支庁へ電話照会の結果何れも未登録者であり勿論未入会者であるので其の旨文書回答す。
- 室蘭の中野会員廃業
- 東京会報(十一号) 京都会報(四月号) 岐阜会報(臨時号)のご寄贈を受く。
- 大海近畿、佐野中部の両先生より法改正案参院可決の旨受信。
- 「サンギンインカケツス オオミ」
- 「サンギンインカケツス サノ」
- 特別拠出金本日まで集金合計額十二万円連

